

中国四国地区大学図書館協議会

加盟についての申し合わせ

1. 加盟を希望する大学図書館（以下「申請館」という。）は、加盟申請書（別紙様式）を幹事館に、次回協議会総会の3ヶ月前までに提出する。
2. 推薦館は、既加盟館のうちから、申請館が指定した1館とする。
3. 幹事館は、加盟申請書を受理し、協議会「申し合わせ事項 1. 会員の資格」により、次回の総会当番館に加盟申請の協議を通知する。
4. 総会当番館は、幹事館の指示により、総会準備資料などを申請館に送付する。
5. 幹事館は、申請館に総会での説明資料などの必要部数を総会当番館へ提出させる。
6. 申請館は、総会当日は、加盟承認前までは、オブザーバーとして出席することができる。
7. 加盟申請の協議は、総会での第一位項目事項となる。

附 則

この申し合わせは、平成4年4月17日から施行する。

附 則（平成31年4月18日 一部改正）

この申し合わせは、平成31年4月18日から施行する。